

「旧優生保護法に関する相談支援センター」について

1. 目的

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づき、優生手術等を受けた方々が、円滑に補償金や一時金を受けられることができるよう、請求手続などを支援するため、北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課に設置しています。

2. 相談支援の内容

- ① 補償金や一時金の請求に関する相談及び支援
- ② 弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業に係わる各種調整
- ③ 請求に係わる手術記録や証言に関する医療機関、福祉施設、市町村に対する調査
- ④ ご本人等（本人又は法定代理人）からの旧制度に関する各種相談など

3. 相談支援センターの対応時間

- ・ 受付時間は月曜日から金曜日（土日祝日、年末年始を除く）の8:45～17:30です。
- ・ プライバシーが保てる相談室を用意しておりますので、面談により相談を希望される方は、あらかじめご連絡をお願いします。
- ・ メールや郵送などによる相談もお受けします。

【電話】 0120-031-711 （受付時間） 8:45～17:30 ※通話料無料

【FAX】 011-232-4240

【メール】 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

【手紙・郵送先】 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課